

みんなチエック！  
最低賃金。

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ。

## 東京都 最低賃金

令和3年  
10月1日から  
[時間額]

# 1,041円

28円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!  
最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>  
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
東京労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

<sup>(※1)</sup>  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間給	円	≧	<table border="1"><tr><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円								
時間給															
円															
最低賃金額(時間額)															
円															
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	日給	円	÷	<table border="1"><tr><td>1日の平均所定労働時間</td></tr><tr><td>時間</td></tr></table>	1日の平均所定労働時間	時間	=	<table border="1"><tr><td>時間額</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間額	円	≧	<table border="1"><tr><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円
日給															
円															
1日の平均所定労働時間															
時間															
時間額															
円															
最低賃金額(時間額)															
円															
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	月給	円	÷	<table border="1"><tr><td>1か月の平均所定労働時間</td></tr><tr><td>時間</td></tr></table>	1か月の平均所定労働時間	時間	=	<table border="1"><tr><td>時間額</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間額	円	≧	<table border="1"><tr><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円
月給															
円															
1か月の平均所定労働時間															
時間															
時間額															
円															
最低賃金額(時間額)															
円															
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合		① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）												

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当  
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

## 業務改善 助成金

### 賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

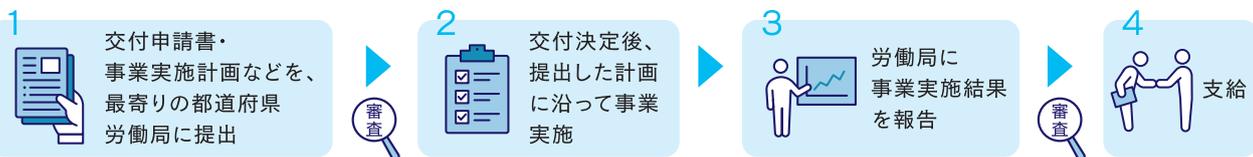
業務改善  
助成金の  
動画も  
あります。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

#### 支給の要件



#### 助成金 支給までの 流れ



専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 令和3年度「業務改善助成金」のご案内(東京版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

**事業場内最低賃金を20円以上引き上げ、機械設備導入などの取組を行った場合に、その設備投資費用の一部を助成します。**

○お問い合わせ・申請先、留意点は裏面をご覧ください！

※申請期限：令和4年1月31日（郵送の場合は必着）

## 助成金の概要

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす中小企業の事業場  ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 （事業場内最低賃金が時間額 <b>1071円</b> （1041+30円）を超えている場合は申請できません）  ・事業場規模（労働者数）100人以下  ★引き上げる労働者数「10人以上」の対象となるのは、コロナ禍の影響で売上等の直近3ヶ月間の月平均値が、前年または前々年同期と比べて、30%以上減少している事業場に限りです	3 / 4  生産性要件を満たした場合は 4 / 5 （※2）
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7～9人	70万円		
		10人以上★	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7～9人	100万円		
		10人以上★	120万円		
45円コース (8月新設)	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7～9人	150万円		
		10人以上★	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7～9人	230万円		
		10人以上★	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7～9人	450万円		
		10人以上★	600万円		

(※1)

「事業場内最低賃金」とは、雇入れ後3か月を経過した労働者のうちで最も賃金が低い労働者の賃金（時間額）です。

「引き上げる労働者数」とは、事業場内最低賃金の底上げにともない賃金引き上げが必要な労働者のうち、コース区分の各コース額以上引き上げる労働者の人数で、雇入れ3か月未満の労働者も含まれます。

(※2)

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、

伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画  
などを、労働局に提出

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

労働局に事業実  
施結果を報告

支払請求

支給

## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局です。  
都内の事業場の申請窓口は、〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階  
東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係 03-6893-1100(平日9:00-17:00) です。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 申請は企業単位ではなく、事業場（店舗・営業所等）単位です。
- ◆ 過去に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。同一年度内に2回まで申請可能です。
- ◆ パソコン、特殊用途自動車以外の自動車、汎用事務機器購入費、セキュリティ対策費等の**通常の事業活動に伴う経費は助成対象外**です。
- ◇ **コロナ禍の影響で売上等が30%以上減少した事業場で、30円コース以上**なら、パソコン（新規購入に限る）、11人乗以上の乗用車、貨物車も、生産性向上の効果が認められる場合は対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請書のダウンロードと記載例は厚労省HP、申請の流れと提出書類等の詳細は東京労働局HPをご覧ください。

## ～・業務改善助成金の活用事例・～

製造業



卸売・小売業



宿泊・飲食業



生活関連サー  
ビス・娯楽業



医療・福祉



## ～・申請マニュアルなど・～・～・説明動画(YOUTUBE)・～

申請マニュアル



申請書記入例



申請Q&A



概要編



手続き編



## お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」 03-6388-6155（平日8:30-17:15）  
または

- ◆ 「**東京働き方改革推進支援センター**」に、お気軽にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-232-865（平日9:00-17:00 千代田区神田富山町25サクス神田ビル2F）



# 業務改善助成金の活用事例

～コロナ禍における効果的な取組のご案内～

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。

このリーフレットでは、コロナ禍における効果的な取組について紹介します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



## 導入前の状況

### 事例1: 飲食店

コロナ禍でデリバリーやテイクアウトを強化したものの、店内の設備や構造がテイクアウト対応となっていなかったため、受注から提供までの時間が大幅に増加するなど、作業効率が悪い状態であった。



## 導入の効果

**デリバリー用3輪バイクの導入**で配達時間が大幅に減少するとともに、一度に複数力所の配達が可能となった。

**オンライン受注システムの導入**により、電話対応の時間が大幅に削減。オーダーミスもなくなった。

**レイアウト変更**（作業スペース、資材保管棚等の増設及び配置換え）により、店内の接客対応とデリバリー・テイクアウト対応のそれぞれの準備作業を効率よく行うことが可能となり、受注から提供までの時間を短縮することができた。

### 事例2: 介護事業

新型コロナウイルスの施設内での感染を防ぐため、施設入り口に職員を配置し、来所者一人一人に対して検温を行っていた。

### 非接触型自動検温器を導入

し、検温に要していた時間を削減するとともに、対人接触による職員の不安を払拭することで介護業務に専念することができた。



### 事例3: 製造業

商談や打ち合わせの際は毎回取引先に足を運んでいたため、移動時間に業務の大半を費やしていた。

**WEB会議システムの導入**により、営業担当の移動時間削減とともに、製造担当が直接取引先の要望を聞くことが可能となり、サービスの向上につなげることができた。



# 業務改善助成金活用事例（人材育成・教育訓練）

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。機械設備の他、**コンサルティング導入**や**人材育成・教育訓練**に係る費用も助成対象となります。

**令和3年10月から人材育成・教育訓練に関する要件が緩和されました。**  
詳しくはHPをご覧ください！



## 導入事例

**業務改善助成金** 検索

事業内容	内容	導入の効果
飲食店	多機能レジスターの導入及びIT研修	手作業で行っていたレジ作業や集計作業の効率化及び従業員のスキルアップにより、作業時間の短縮と充実したサービス提供が可能となった。
	接客等研修の実施、業務マニュアルの作成	指示系統及び業務分担の明確化、標準化とともに接客サービスの向上により、業績向上につながった。
宿泊業	コンサルティング、社員研修の実施	コロナ禍においても安全かつ効率的に受け入れられるよう、専門家のコンサルティングにより、施設の整備とともに、接客等の社員研修を実施し、接客サービス向上を図った。
理美容業	団体が実施する教育研修の受講	団体が実施する研修を受講、美容に関する専門技能を習得するとともに、施術時間の短縮にもつながった。
建設業	経営コンサルタントによる社員教育及び社内研修の実施	経営コンサルタントによる社員教育、社内研修を実施した結果、スキルアップによる作業内容の改善と作業員の意識改善により、労働能率を改善することができた。
学習塾	外部研修の導入及びマニュアル作成	研修を外部に委託することで、これまで研修に要していた時間を大幅に削減、その他の業務に充てる時間を作り出すことができた。また、マニュアル化することでコーチングスキルや指導のコツなどを社内でも共有、指導内容の向上につながった。
保育施設	人材育成教育訓練及び経営コンサルティングの実施	外部講師を招いて保育実践研修を行うことにより、保育スキルの全体的な向上とともに均一化が図られた。また、保育計画の管理などの負担も軽減され、業務時間の短縮にもつながった。

# 業務改善助成金の要件緩和・運用改善について (令和3年10月1日~)

コロナ禍において、賃上げや人材育成に取り組む事業者を支援するために、要件緩和などを行い、使い勝手の向上を図る。

## □ 助成対象となる「人材育成・教育訓練」費用の要件緩和（令和3年10月1日~）

### （見直し前）

研修の外部講師の謝金について、1時間当たり10万円まで（3時間まで）、回数は1回までを上限。  
外部団体が行う研修等の受講費について、上限30万円。

### （見直し後）

研修の外部講師の謝金について、1回当たり10万円まで、回数は5回までを上限。  
外部団体が行う研修等の受講費について、上限50万円。

## □ 運用改善（手続きの簡素化等）

➤ コロナ禍においてニーズの高い設備について、助成対象となることの周知

例) 宅配用バイク・自転車、自動検温器、Web会議システムなど

➤ 受給要件である賃金を引き上げてから6月経過後に提出が必要となる賃金台帳を賃金引上げ対象者分に限定（見直し前の対象は全労働者分）

➤ 事業場内の最低賃金を簡易に算出するための計算ツールを作成・配布

□ 人材育成・育成訓練等について、認知度を高め広範な活用促進が図られるよう、事例集を作成し、周知・広報を実施。